

油日自治振興会防犯灯及び防犯カメラ修繕等共催要綱

(目的)

第1条 油日学区内自治区が行なう防犯灯（ソーラー式防犯灯（ソーラーパネルと内蔵バッテリーにより電源供給するLED防犯灯）を含む。以下同様）及び防犯カメラの新設及び修繕等に要する経費に対し、予算の範囲内において共催する要綱は次のとおりとする。

(共催対象及び按分率等)

第2条 対象とする防犯灯及び防犯カメラは、道路等の防犯を目的とするものに限り、共催対象経費及び按分率並びに自治振興会が交付する1基当たりの限度額は、別表のとおりとする。（税込み額）

(共催対象外)

第3条 公園、集会所、駐車場等の施設に設置されるもののほか、点検等の経費及び将来の新設のための調査費は共催事業の対象としないものとする。

2 この共催事業により設置したソーラー式防犯灯は、内蔵バッテリーの交換、および前回の共催から10年を経過していない修繕等について、共催事業の対象としないものとする。

(申請等)

第4条 この共催事業を実施しようとする場合は、事前に次の書類を添付した申請書を提出し、油日自治振興会と協議を行うものとする。

- ① 防犯灯及び防犯カメラ整備理由書
- ② 防犯灯及び防犯カメラの位置図
- ③ 防犯灯及び防犯カメラの見積書
- ④ 防犯灯及び防犯カメラの土地所有者の承諾書（新設の場合）

付 則

この要綱は、平成23年5月28日から施行する。（制定）

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。（共催への変更、防犯カメラの追加）

付 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。（ソーラー式防犯灯の追加他）

別表（共催対象経費及び按分率並びに限度額）

LED防犯灯及び防犯カメラ新設事業	専用柱を設置しない場合	LED 防犯灯及び防犯カメラの新設設置に係る経費	事業費の2分の1以内で20,000円を超えない額
	専用柱を設置する場合	LED 防犯灯及び防犯カメラの新設設置で、防犯灯と専用柱の設置に係る経費	事業費の2分の1以内で35,000円を超えない額
防犯灯及び防犯カメラ修繕等事業	LED 防犯灯及び防犯カメラの修繕、更新、移設の場合	既設の LED 防犯灯及び防犯カメラに係る経費	事業費の2分の1以内で15,000円を超えない額
	専用柱の更新の場合	既設の防犯灯及び防犯カメラが設置された専用柱の更新に係る経費	事業費の2分の1以内で15,000円を超えない額
	蛍光灯修繕の場合	既設の防犯灯の修繕（球取替含む）に係る経費	事業費の2分の1以内で3,000円を超えない額